

株主各位

第101回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告	
会計監査人に関する事項……………	2
会社の体制及び方針	
1.業務の適正を確保するための体制……………	3
2.内部統制システムの運用状況の概要……………	7
3.剰余金の配当等の決定に関する方針……………	7
■連結計算書類	
連結持分変動計算書……………	8
連結注記表……………	9
■計算書類	
株主資本等変動計算書……………	26
個別注記表……………	27

上記の事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toyota-tsusho.com/ir/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。
本内容は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

2022年6月3日

会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

2. 報酬等の額
 - ・当事業年度に係る報酬等の額
313百万円
 - ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
627百万円(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容
当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等を委託しております。

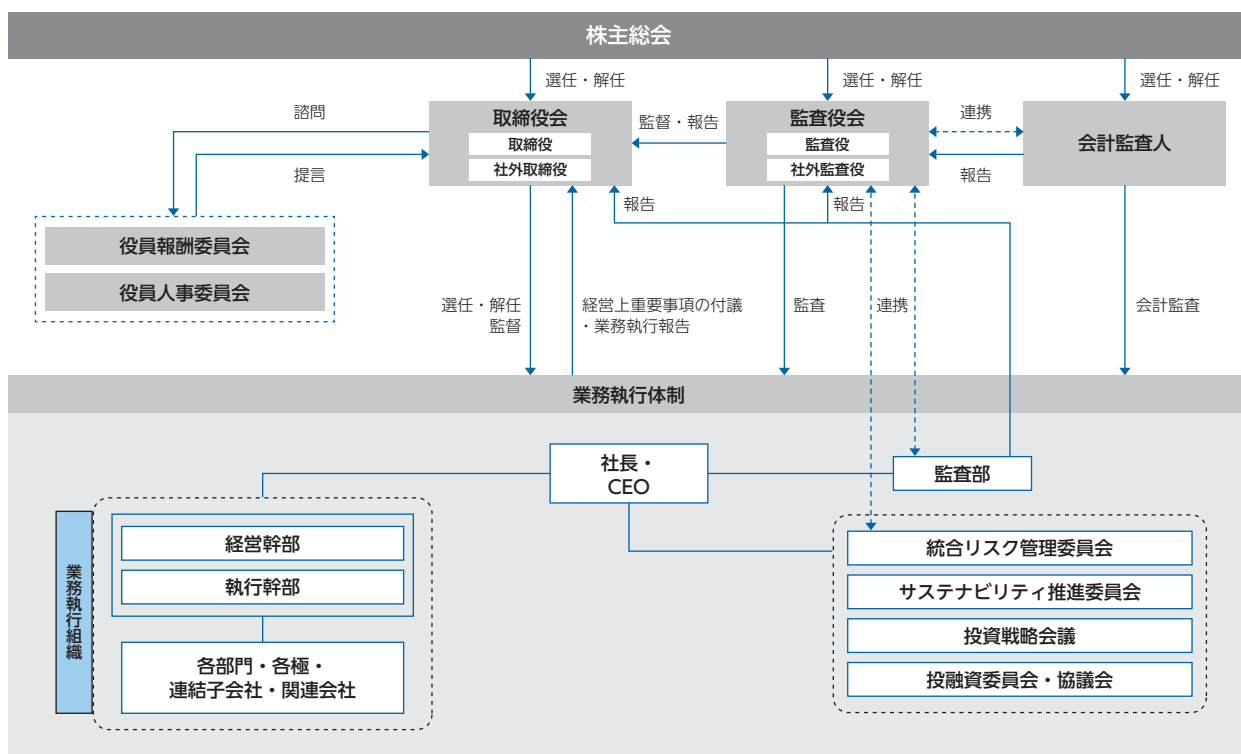
4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は会計監査人を解任し、また、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 子会社における会計監査人
当社の重要な子会社のうち、一部の国内子会社及び海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

会社の体制及び方針

[ご参考]

コーポレートガバナンスの体制（2022年4月現在）



1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、文書や言動を通じて、繰り返して豊田通商グループ基本理念の精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。
- ・専門的・客観的視点を持つ社外取締役を複数名配置し、取締役会で意思決定を適切に行います。
- ・経営幹部・執行幹部が、取締役会の意思決定を受け、その後の業務執行を適切に行います。
- ・全社のサステナビリティ経営課題に関し、社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会を設け、取り組み方針を定め、全役職員への浸透を図るとともに、推進体制を構築します。
- ・取締役会、役員会議などの会議体に加えて、各種会議や委員会等、組織を横断した会議体により、役員間の情報共有と相互牽制を図り、全社的に統制を取った意思決定を行います。
- ・関連部署がその分掌業務を実践することで、業務プロセスにおいて、業務執行の評価、管理、牽制およびモニタリングを実施し、更にコンプライアンスに関する最新情報の収集と啓蒙、問題の把握と是正など、管理体制の改善に努めます。
- ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサーを責任者として配置し、財務報告の信頼性確保のためのシステムの充実を図ります。
- ・社長直轄組織となるコンプライアンス・危機管理部の担当役員が、コンプライアンス体制の構築を担います。
- ・財務報告に係る内部統制の有効性の評価および報告は、社長直轄組織となる監査部の担当役員が行います。

- ・監査部は、各部署・拠点の内部監査を定期的実施し、監査結果は、監査部の担当役員に報告の上、監査講評会において、問題点の改善・是正に関する提言を付して担当役員に勧告します。また、監査指摘事項に関し、その改善状況を被監査部署の責任者に報告させ、監査部長が必要と判断したものについて、フォローアップ監査によりその改善状況を確認します。
- ・取締役会および監査役会の機能発揮に向け、監査部が適切に直接報告を行う仕組みを構築することで、監査部と取締役・監査役との連携を確保します。
- ・職制を通じた円滑な報告、連絡、相談体制を前提としつつ、それを補充するものとして職制ルートとは別に、匿名性を確保し国内外に対応した内部通報システムを設置し、監査役、コンプライアンス・危機管理部あるいは外部専門家による情報の収集に努めます。報告・通報を受けた情報はその重要性に応じ、コンプライアンス・危機管理部および法務部あるいは関係部署が対応し、再発防止策を策定します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・法令ならびに「文書規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に保存し、管理しています。文書ごとの保存責任部署、保存期間等は「文書保存取扱基準」に従います。
- ・機密情報の管理については、「機密情報及び個人情報管理規程」、「個人番号及び特定個人情報管理規程」を定め、機密情報、個人情報の適正かつ有効な利用を確保します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社を取り巻くリスクについては、「リスク管理基本方針」および関連諸規程を制定し、リスク主管部にて評価とモニタリングを行い、早期発見と未然防止に努めます。
- ・当社の業務執行との係わりにおいて、特に留意を要する以下に掲げるリスクについては、リスクの識別・評価・監視・管理の重要性に鑑み、業務プロセスにおいてその把握と管理のための体制の充実を図ります。
 - ① 投融資に関するリスクについては、「投融資ガイドライン」に基づき、投融資協議会、投融資委員会において、収益性・戦略性・安全性・実行性、コンプライアンス（贈収賄防止を含む）等の観点から評価を行い、リスクに対する適切な対応とリスクの低減を図ります。
 - ② 信用リスクについては、「取引管理規程」を定め、不良債権その他不測の損害の発生防止に努めています。市場リスクについては、「市場リスク管理に関する基本方針」に基づきリスクの種類ごとに必要な規程を定め、リスクの適正な把握と管理を行います。
 - ③ 労働安全および環境保全に関するリスクについては、安全・環境推進部が、当社グループ全体を指導・教育し、災害・事故の未然防止と環境汚染の予防に努めます。
 - ④ 労働衛生に関するリスクについては人事部が、当社グループ全体を指導・教育し、社員の健康の保持・増進に努めます。
- ・その他、情報セキュリティ、緊急事態発生時管理体制等業務に係わるリスクの予防については、それぞれの関連部署において、適切に管理します。
- ・組織横断的な管理体制として統合リスク管理委員会を設け、リスクに関する全社的な把握と問題の発見に努め、必要な対策を推進することにより、企業価値の向上に資する体制を構築します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催します。重要な経営方針および経営計画等については、別途設置される適切な機関において事前協議を行います。
- ・取締役の業務の遂行にあたり、執行役員制度を採用しています。執行役員は取締役会により選任されます。
- ・取締役会は、取締役会が定める機関設計、職務分掌に基づき、執行役員の担当を定め、業務の執行状況を監督します。
- ・執行役員に業務執行の決定が委託された事項については、「職務権限規則」、「重要事項決裁規程」および、その他の社内規程により職務権限ならびにそれぞれの責任者およびその責任を明確化し、また、会議体を含む意思決定のプロセスを明確化することによって、適正かつ効率的に職務の執行を行います。
- ・社外取締役が取締役会において適切な意思決定を行えるようにするため、各種会議や委員会等における審議内容を、社外取締役に共有します。
- ・商品或いは地域をベースとした営業本部制を採用し、各本部の本部CEOには執行役員が就き、現場に密着したスピード感のある経営を実践します。
- ・取締役会は、長期の方向性を定めた「Global Vision」を承認し、当社グループ全体で共有します。
- ・取締役会は、現場重視の考え方を織り込んだ中期経営計画を承認し、当社グループ全体で共有します。
- ・取締役会は、中期経営計画の達成に向けて、具体的な目標、資源配分、リスクファクターの分析を含めた効率的な年度方針・年度計画を承認します。
- ・年度計画の進捗状況は、会計システムにより月次で迅速にデータ化し、取締役会に報告します。
- ・年度計画の進捗状況は、月次に加え、四半期毎に実績のレビューを実施し、目標から大きく乖離する場合は、その要因分析、改善策の策定を行い、必要に応じて見通しを修正し、取締役会の承認を得ます。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループは、本部連結経営の方針に基づき、子会社を含めた各本部の連結事業計画を策定し、子会社各社の体制等に応じた管理方針に基づき、財務内容や業務執行上の重要事項について情報を把握・管理し、取締役会が監督します。
- ・子会社各社で取締役会規則を設け、各取締役・重要な使用人の職務執行を定めます。
- ・子会社各社で重要事項決裁に関する規程・職務権限等を定め、責任明確化・意思決定プロセスの明確化を図り適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
- ・子会社における決裁権限を各社の規程で明確化して、各社の自主・独立を重視することを前提としつつ、各社の株主総会で株主権を行使するとともに、当社グループに係る重要事項については、事前協議あるいは報告を求めます。
- ・子会社の業務の適正を確保する体制の構築および運用においては、関係部署と協力して主管本部が必要な支援を行うとともに、子会社の体制等に応じ必要があれば、取締役、監査役を派遣して業務の監視、監査を実施し、当社監査部による内部監査を実施します。
- ・「リスク管理基本方針」に基づき、子会社における業務プロセスにおいて必要な審査とモニタリングを行い、リスクの早期発見と未然防止に努めます。
- ・当社グループ基本理念の精神を当社およびグループ各社で共有し、法令遵守および社会倫理の遵守を徹底します。各社の情報を相互に共有するため、グループ横断的な各種会議体を企画運営します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性および当該使用人への指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助する使用人（補助使用人）を1名以上配置します。
- ・ 補助使用人の人事異動・懲戒処分は、監査役の事前同意を必要とします。
- ・ 補助使用人の人事評価は、監査役が行い、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保を図ります。
- ・ 以上のほか、補助使用人の人数および地位等については、監査役の意見を尊重し、監査役と十分協議した上で決定します。

(7) 取締役および使用人、子会社の取締役・監査役および使用人が、当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制および報告者が報告による不利な扱いを受けないことを確保する体制

- ・ 取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況および内部通報システムにおける報告・通報を受けた情報を速やかに報告します。
- ・ 子会社の取締役または使用人は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、子会社の重要事項を含む当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告します。また、子会社の監査役は、当社の監査役に対して、定められた監査範疇に従い実施した監査内容を速やかに報告します。
- ・ 取締役または使用人、子会社の取締役・監査役および使用人は、定期的もしくは随時に、または当社監査役の求めに応じ、当社監査役に対し、業務に関し所要の事項を報告します。
- ・ 取締役および子会社の取締役等は、監査役への報告者がその報告を理由として不利な扱いを受けない体制を整備します。

(8) 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役がその職務の執行において生ずる費用が発生した場合、またはその前払の請求を行う場合は、速やかに当該費用または債務を処理します。

(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 代表取締役は、定期的および必要に応じて随時、監査役と会社運営に関する意見交換会を持ち、意思疎通を図ります。
- ・ 監査役が取締役の業務執行状況、内部統制システムの構築・運用状況を監査するため、主要な経営会議体への出席、重要書類の閲覧、各部・拠点や子会社の調査等を行い得る体制を整備します。
- ・ 監査役と会計監査人および監査部ならびに投資・審査部、法務部、コンプライアンス・危機管理部等のコーポレート部門各部署との適切な連携が確保されるような体制を整備します。
- ・ 監査役がその監査の実施にあたり必要と認める場合には、速やかに外部の専門家を任用することができる体制を整備します。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は前述の内部統制システムの整備を通じて、業務の効率性、有効性を確認しています。

- (1) 定期的に取り締役会においてこのシステムのモニタリングを実施し、必要に応じ諸規程や業務の見直し等を行い、実効性の向上に努めています。
- (2) リスク管理については、各部門において定期的にリスクの測定、対処の評価を実施し、また組織横断的なリスクについては、統合リスク管理委員会において把握・評価を実施しています。
- (3) 当社および企業集団の状況は定期的に取り締役会へ報告を行い、グループ全体に大きな影響を及ぼす事象については、当社取締役会にて判断を行っています。内部監査については、年間計画に基づき、内部統制の有効性を監査しています。
- (4) 監査役は当社および企業集団の各社への監査役監査に加え、取締役会を含む社内の重要な会議に出席し、業務執行や法令遵守に関する監視・監督を行っています。

当事業年度に係る取り組みは以下の通りです。

- ・ 豊田通商グループとしてのサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）をホームページ等各種媒体で社内外向けに発信し、浸透活動に努めました。
- ・ 社員の健康の保持・増進を図るため、健康経営に積極的に取り組んでおり、「健康経営銘柄2022」に選定されました。昨年に続き2回目の選定となります。
- ・ 取締役会の実効性について、取締役会メンバー全員を対象にアンケートを実施し、分析・評価を行ったところ、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針については、連結配当性向25%以上を基本方針とし、安定的な配当の継続並びに1株当たりの配当の増額に努めていくこととしております。

当期末の配当金については、1株につき90円、中間配当金（1株につき70円）と合わせ、年間では160円（前期比48円増）を予定しております。

内部留保については、将来にわたる株主利益を確保するため、企業体質の一層の充実、強化並びに今後の事業展開のための投資に充當いたしたく存じます。

なお、当社は将来の機動的な利益配分にも対応できるよう「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、当面は従来どおり、年2回の配当を継続したいと考えております。

連結持分変動計算書 (国際会計基準により作成) (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

[百万円未満切り捨て]

	親会社の所有者に帰属する持分							
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				合計
				確定給付制度の再測定	FVTOCIの金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差額	
当 期 首 残 高	百万円 64,936	百万円 147,128	百万円 △3,760	百万円 -	百万円 291,447	百万円 △3,283	百万円 △152,137	百万円 136,026
当 期 利 益								
その他の包括利益								
確定給付制度の再測定				6,597				6,597
FVTOCIの金融資産					△16,502			△16,502
キャッシュ・フロー・ヘッジ						5,368		5,368
在外営業活動体の換算差額							86,947	86,947
当 期 包 括 利 益	-	-	-	6,597	△16,502	5,368	86,947	82,411
配 当 金								
自己株式の取得及び処分等		52	△9					
非支配持分の取得及び処分		8,867						
利益剰余金への振替				△6,597	5,603			△994
そ の 他								
所有者との取引額合計	-	8,919	△9	△6,597	5,603	-	-	△994
当 期 末 残 高	64,936	156,047	△3,769	-	280,549	2,084	△65,190	217,444

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	利益剰余金	合計		
当 期 首 残 高	百万円 1,125,326	百万円 1,469,657	百万円 188,358	百万円 1,658,015
当 期 利 益	222,235	222,235	26,365	248,601
その他の包括利益				
確定給付制度の再測定		6,597	29	6,627
FVTOCIの金融資産		△16,502	60	△16,441
キャッシュ・フロー・ヘッジ		5,368	2,560	7,929
在外営業活動体の換算差額		86,947	10,490	97,438
当 期 包 括 利 益	222,235	304,647	39,506	344,154
配 当 金	△46,471	△46,471	△14,348	△60,820
自己株式の取得及び処分等		43		43
非支配持分の取得及び処分		8,867	△7,634	1,232
利益剰余金への振替	994	-		-
そ の 他	△1,732	△1,732	1,966	234
所有者との取引額合計	△47,209	△39,293	△20,016	△59,310
当 期 末 残 高	1,300,352	1,735,011	207,848	1,942,860

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 772社

主要な連結子会社の名称

豊田スチールセンター(株)、豊通マテリアル(株)、豊通鉄鋼販売(株)、
 (株)ユーラスエナジーホールディングス、(株)豊通マシナリー、
 (株)ネクスティ エレクトロニクス、エレマテック(株)、(株)トーメンデバイス、
 豊通ケミプラス(株)、豊通保険パートナーズ(株)、
 Toyota Tsusho South Pacific Holdings Pty Ltd、Business Car Co., Ltd.、
 CFAO SAS、豊田通商アメリカ、豊田通商ヨーロッパ、豊田通商タイランド、
 豊田通商アジアパシフィック、豊田通商インドネシア、
 豊田通商上海、豊田通商広州、豊田通商天津 他

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 234社

主要な持分法適用会社の名称

三洋化成工業(株)、中央精機(株)、KPX Holdings Co., Ltd. 他

(4) 会計方針に関する事項

1) 連結の基礎

① 子会社

当社グループが支配している会社を、子会社として連結しております。ある会社への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該会社に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該会社を支配していると判断しております。

子会社の会計方針がグループ会計方針と異なる場合、必要に応じて当該子会社の計算書類を調整しております。

当社グループ内の債権債務残高、取引高及び未実現損益は相殺消去しております。

子会社に対する持分の変動のうち支配の喪失とならないものは、資本取引として会計処理しております。非支配持分の修正額と対価の公正価値との差額は、当社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しております。

子会社に対する支配を喪失した場合は、当該子会社の資産、負債、非支配持分及びその他の資本の構成要素の認識を中止しております。支配喪失に係る利得または損失は、純損益として認識しております。支配喪失後における残存持分は、支配喪失日の公正価値で測定しております。

② 企業結合

企業結合は、取得法により会計処理しております。

非支配持分は、公正価値または被取得企業の純資産に対する非支配持分の比例的持分で測定しており、企業結合ごとに選択しております。

移転対価及び被取得企業の非支配持分の合計金額が、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の金額を上回る場合はその金額をのれんとして認識し、下回る場合はその金額を純損益として認識しております。

なお、取得関連費用は、発生時に純損益として認識しております。

③ 関連会社及び共同支配企業

当社グループが財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているが支配していない会社を、関連会社として持分法を適用しております。重要な影響力は、財務及び経営方針決定に参加する支配に該当しないパワーであり、ある会社の議決権の20%以上50%以下を保有する場合等に、当社グループは当該会社に対して重要な影響力を有していると判断しております。また、当社グループを含む複数の当事者が共同支配により重要な経済活動を行う契約上の取決めに基づいており、かつ、当社グループが純資産に対する権利を有している会社を、共同支配企業として持分法を適用しております。

関連会社及び共同支配企業の会計方針がグループ会計方針と異なる場合、必要に応じて当該関連会社及び共同支配企業の計算書類を調整しております。

また、重要な未実現損益は、関連会社及び共同支配企業に対する当社グループの持分の範囲で消去しております。

2) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性項目は、期末日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済によって生じる換算差額は、純損益として認識しております。

取得原価で測定する外貨建非貨幣性項目は、取引日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。公正価値で測定する外貨建非貨幣性項目は、公正価値を測定した日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。非貨幣性項目の換算差額について、非貨幣性項目に係る利得または損失をその他の包括利益として認識する場合は、当該利得または損失の為替部分もその他の包括利益として認識し、非貨幣性項目に係る利得または損失を純損益として認識する場合は、当該利得または損失の為替部分も純損益として認識しております。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の直物為替相場により機能通貨に換算し、収益及び費用は為替相場の著しい変動のない限り期中平均相場により機能通貨に換算しております。当該換算差額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素として認識しております。在外営業活動体を処分する場合、その他の資本の構成要素として認識してきた当該在外営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分時に純損益に振替えております。

3) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に満期日または償還期限の到来する短期投資からなっております。

4) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積売却コストを控除した額であります。

棚卸資産の取得原価は、個々の棚卸資産に代替性がない場合は個別法に基づいて算定し、個々の棚卸資産に代替性がある場合は主として移動平均法に基づいて算定しております。

なお、トレーディング目的で取得した棚卸資産については、売却コスト控除後の公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

5) 売却目的で保有する資産

売却目的で保有する資産は、継続的使用よりも売却取引により帳簿価額を回収する場合、かつ、1年以内に売却する可能性が非常に高い場合に分類し、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか低い金額で測定しております。なお、売却目的で保有する資産は、減価償却または償却を行っておりません。

6) 金融商品

① 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、取引日に当初認識し、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCIの金融資産）、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPLの金融資産）に分類しております。

当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または当該金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいていること
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び利息の支払によるキャッシュ・フローのみが特定の日に生じること

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時において、公正価値にその発生に直接起因する取引コストを加算して測定しております。当初認識後は、実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(b) FVTOCIの金融資産

主に投資先との取引関係・協業関係の維持・強化を目的として保有している資本性金融資産をFVTOCIの金融資産に分類しております。

FVTOCIの金融資産は、当初認識時において、公正価値にその発生に直接起因する取引コストを加算して測定しております。当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合または公正価値が著しく低下した場合にその累積額を利益剰余金に振替えております。なお、配当金については純損益として認識しております。

(c) FVTPLの金融資産

FVTOCIの金融資産として分類されない資本性金融資産及び償却原価で測定しない金融資産はFVTPLの金融資産に分類しております。

FVTPLの金融資産は当初認識後、公正価値で測定し、その公正価値の変動は純損益として認識しております。

② 非デリバティブ金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産のうち、営業債権等については、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。貸付金については、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には12か月の予想信用損失に等しい金額で、信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。当社グループは、期日経過が30日を超えない、または内部の信用格付を基に投資適格に相当する取引先に対する債権等について、信用リスクの著しい増大は生じていないと判断しております。また、内部の信用格付における評価が撤退勧告先または期日経過が90日を超える債権等について、債務不履行に該当すると判断しております。信用リスクに相関関係のある将来の見通しを考慮した上で、個別に重要な金融資産は、個別に予想信用損失を評価し、個別に重要ではない金融資産は内部の信用格付を基に信用リスクの特徴が類似する資産ごとにグルーピングを行い、集合的に予想信用損失を評価し、損失評価引当金を計上しております。

信用減損金融資産に該当しているかは、債務者の重大な財政状態の悪化、利息または元本支払の債務不履行もしくは延滞、債務者の破産等の客観的証拠により判断しております。

合理的な回収見込みがないと判断された債権については、当該金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

③ 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、取引日に当初認識し、償却原価で測定する金融負債に分類した上で、公正価値からその発生に直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。当初認識後は、実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

当該金融負債は、契約上の義務が履行された場合、債務が免責、取消または失効となった場合に認識を中止しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

為替変動リスク、金利変動リスク及び商品価格変動リスクをヘッジするため、為替予約、金利スワップ及び商品先物・先渡等のデリバティブ取引を行っております。

デリバティブは、公正価値で当初認識し、関連する取引コストは発生時に純損益として認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

ただし、ヘッジ会計の適格要件を満たす場合には、次のとおり処理しております。

(a) 公正価値ヘッジ

ヘッジ対象の公正価値の変動リスクをヘッジする手段であるデリバティブに係る利得または損失は、純損益として認識しております。また、ヘッジ対象に係る利得または損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を調整するとともに、純損益として認識しております。

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動リスクをヘッジする手段であるデリバティブに係る利得または損失のうち、有効なヘッジと判断される部分はその他の包括利益として認識し、非有効な部分は純損益として認識しております。

その他の包括利益として認識した金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える連結会計年度において、その他の資本の構成要素から純損益に振替えております。ただし、予定取引のヘッジがその後に非金融資産または非金融負債の認識を生じさせる場合には、その他の包括利益として認識した金額を当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振替えております。

ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合にはヘッジ会計を中止して、その他の包括利益として認識した金額をその他の資本の構成要素から純損益に振替えております。

(c) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資に係る為替相場の変動リスクをヘッジする手段である借入金等の非デリバティブ金融負債は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の処理をしております。その他の包括利益として認識したヘッジの有効部分は、在外営業活動体の処分時にその他の資本の構成要素から純損益に振替えております。

⑤ 金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債は、認識した金額を相殺する法的に強制可能な権利を有し、かつ、純額で決済するまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

⑥ 金利指標改革（IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の修正）の適用

(a) 金利指標改革フェーズ1

2019年9月、国際会計基準審議会は、「金利指標改革」（IFRS第9号、IAS第39号及びIFRS第7号の修正）を公表しました。

これは、銀行間金利（IBORs）等の金利指標の段階的廃止から生じる不確実性の期間における企業による有用な財務情報の提供を支援するため、

- ・ 予定取引が発生する可能性が非常に高いかどうかを判定する目的上、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されない
- ・ ヘッジ対象、ヘッジされるリスクに関連する金利指標、又はヘッジ手段に関連する金利指標が、金利指標改革の結果として変更されない

とする仮定等を追加し、ヘッジ会計に関する要求事項の一部を修正するものであります。当社グループは、IFRS第9号及びIFRS第7号の修正を前連結会計年度の期首時点で存在していたか又はその後指定されたヘッジ関係、及び前連結会計年度の期首時点で存在していたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累計額に遡及適用しております。

(b) 金利指標改革フェーズ2

当連結会計年度より、2020年8月に公表された「金利指標改革フェーズ2（IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の修正）」を適用し、主に以下の実務上の便法を適用しております。

- ・ 金融商品の契約上のキャッシュ・フローの決定基礎の変更が、金利指標改革の直接の結果として必要であり、かつ、契約上のキャッシュ・フローの新しい決定基礎が、従前の基礎（すなわち、変更直前の基礎）と経済的に同等である場合、実務上の便法として、これを認識の中止や帳簿価額の修正として扱わず、代替的な指標金利への変更を反映するために実効金利を更新する
- ・ 「金利指標改革—フェーズ1」におけるヘッジ会計の要求事項の修正の適用が終了した場合、金利指標改革によって要求される変更を反映するため、ヘッジ指定及びヘッジ文書の変更を行ったという理由だけで、ヘッジ会計を中止する必要はない

7) 有形固定資産

有形固定資産は、取得に直接関連するコスト、解体・除去及び土地の原状回復費用並びに意図した使用が可能となるまでに相当の期間を必要とするような資産の取得・建設等に直接起因する借入コスト等を含めた取得原価で当初認識しております。当初認識後は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は、見積耐用年数にわたり主として定額法で減価償却を行っており、主要な見積耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2－60年

機械装置及び運搬具 2－40年

有形固定資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

8) 無形資産

① のれん

のれんは、当初認識後、償却を行わず取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

② のれん以外の無形資産

のれん以外の無形資産は、個別に取得した場合は取得原価で当初認識し、企業結合で取得した場合は取得日時点の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

鉱業権は、主として見積埋蔵量に基づく生産高比例法により償却しております。鉱業権を除くのれん以外の無形資産は、見積耐用年数にわたり定額法で償却を行っており、主要な見積耐用年数は、次のとおりであります。

販売権・顧客関係等 10－15年

ソフトウェア 2－15年

のれん以外の無形資産の償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

9) 投資不動産

投資不動産は、賃料収入またはキャピタル・ゲインもしくはその両方を得ることを目的として保有しております。

投資不動産は、取得に直接関連するコスト及び資産計上すべき借入コスト等を含めた取得原価で当初認識しております。当初認識後は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

投資不動産は、見積耐用年数（10－47年）にわたり定額法で減価償却を行っております。

投資不動産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

10) リース

契約がリースであるか否か、契約にリースが含まれているか否かについては、リース開始日における契約の実質により判断しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでおります。

① 借手側

リースの開始日において、原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産（使用権資産）とリース料に係る支払義務（リース負債）を認識します。その後、使用権資産から生じる減価償却費とリース負債から生じる利息費用を別個に認識します。ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

② 貸手側

リース取引のうち、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合はファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースに分類しております。

(a) ファイナンス・リース

リース開始日に、ファイナンス・リースに基づいて所有している資産を連結財政状態計算書に認識し、それらを正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として計上しております。金融収益は、正味リース投資未回収額に対して一定の利益率を反映する方法により認識しております。

(b) オペレーティング・リース

リースの対象となっている原資産を連結財政状態計算書に計上し、保有している同様の資産と整合的な方法で減価償却を行っております。受取リース料は、他の規則的な方法がリース資産からの使用便益の減少の時間的パターンをより適切に示す場合を除きリース期間にわたり定額法により認識しております。

11) 非金融資産の減損

非金融資産のうち有形固定資産、のれん以外の無形資産、投資不動産及び使用権資産について、減損の兆候の有無を期末日に検討しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。のれんについては毎期、更に減損の兆候がある場合には都度、帳簿価額と回収可能価額を比較しております。回収可能価額は、資産または資金生成単位の使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い金額で測定しております。資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額より高い場合は、当該帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しております。

また、過去において認識した減損損失がもはや存在しない、または減少している可能性を示す兆候の有無を期末日に検討しております。当該兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額より低い場合は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない範囲で、減損損失を戻入しております。ただし、のれんについて認識した減損損失は、以後の連結会計年度において戻入しておりません。

なお、持分法適用会社に対する投資については、投資の総額を単一の資産として減損テストを実施しております。

12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務が存在しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合、当該負債に特有のリスクを反映させた割引率を用いた現在価値で引当金を測定しております。

13) 従業員給付

① 確定給付制度

確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値の純額を制度ごとに算出し、負債または資産として計上しております。割引率は、確定給付債務の期間及び通貨と整合する期末時点の優良社債の利回りを参照して決定しております。過去勤務費用は、即時に純損益として認識しております。

確定給付制度から生じるすべての確定給付負債（資産）の純額の再測定を、その他の包括利益で認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振替えております。

② 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として計上しております。

③ 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連する勤務が提供された時点で、割引計算を行わない金額で費用として計上しております。過去の勤務の結果として支払うべき現在の法的債務または推定的債務

が存在しており、かつ、信頼性のある金額を見積もることができる場合に、その見積額を負債として計上しております。

14) 資本

① 資本金及び資本剰余金

当社が発行した資本性金融商品は、当該発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、当該発行に直接起因する費用は資本剰余金から控除しております。

② 自己株式

自己株式を取得した場合は、当該取得に直接起因する費用を含む取得原価を、資本の減少として認識しております。自己株式を売却した場合は、受取対価を資本の増加として認識しております。

15) 収益認識

① 収益の認識及び測定の基礎

下記の5ステップアプローチに基づき、収益を測定し認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

② 収益の認識時点

上記の5ステップアプローチに基づき契約の履行義務を充足した時点で収益を認識いたします。

当社グループでは、金属、自動車、自動車用構成部品、機械、化学品、食料等の商品・製品の販売を行っております。このような物品の販売については、商品・製品の支配が顧客に移転した一時点において契約の履行義務を充足しております。すなわち、顧客との契約により指定された引き渡し場所において引き渡した時点もしくは検収された時点で、当社グループが商品・製品に対する支払いを受ける権利が発生し、また、顧客に商品・製品の法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値が移転した時点で収益を認識しております。

また、役務提供、工事契約、受注製作のソフトウェア開発等を行っております。これらの取引は契約に従い一定の期間にわたり契約の履行義務を充足しておりますが、提供する役務・財に対する支配を顧客に移転する際の履行を描写するために履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定することにより、その進捗度に応じて収益を認識しております。なお、進捗度の測定方法は、原則として発生したコストに基づいたインプット法を用いておりますが、個々の取引の契約内容及びその役務・財の性質を考慮した上で、適切な測定方法を決定しております。

③ 収益の総額表示と純額表示

物品の販売、サービスの提供等において、当社グループが主たる当事者として取引を行っている場合は、収益を総額で、代理人として取引を行っている場合は収益を純額で表示しております。主たる当事者か代理人かの判定に際しては、下記の3つの指標に基づき総合的に判断しております。

- ・顧客の注文の前後、出荷中または返品時に当社グループが在庫リスクを有するかどうか
- ・他の当事者の財またはサービスの価値の設定における自由が当社グループにあるかどうか、また当社グループが当該財またはサービスから受け取ることのできる便益が制限されているかどうか
- ・当社グループが契約の履行に主たる責任を有しているかどうか

16) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金費用及び繰延税金費用から構成されており、その他の包括利益または資本で直接認識する項目から生じる場合及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金費用は、税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に用いる税率及び税法は、期末日までに制定または実質的に制定され

ているものであります。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の帳簿価額と税務基準額との差額である一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除について認識しており、期末日における法定税率または実質的法定税率及び税法に基づいて、資産が実現する連結会計年度または負債が決済される連結会計年度に適用されると予想される税率及び税法を用いて算定しております。次の場合には、繰延税金資産及び繰延税金負債を認識しておりません。

- ・将来加算一時差異がのれんの当初認識から生じる場合
- ・企業結合ではなく、かつ、取引日に会計上の利益にも課税所得（欠損金）にも影響しない取引における資産または負債の当初認識から生じる場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な将来にその差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異について、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合または当該一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が低い場合

繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産は期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった範囲について減額しております。未認識の繰延税金資産についても期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった範囲で認識しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的に強制可能な権利を有し、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合または別々の納税主体であるものの当期税金資産及び当期税金負債を純額で決済するあるいは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

17) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ、補助金を受領するという合理的な保証が得られた時に認識し、公正価値で測定しております。資産に関する補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しております。

18) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(5) 会計上の見積りに関する事項

当社の経営者は、連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。しかし、実際の業績はこれらの見積り等とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計年度と将来の連結会計年度において認識しております。翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある項目は以下のとおりであります。

1) 有形固定資産

① 当連結会計年度計上額 941,880百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

回収可能価額は、資産または資産生成単位の使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い金額で測定しております。また、使用価値は資産または資金生成単位の固有のリスクを反映した割引率を用いて算出しております。

2) 無形資産

① 当連結会計年度計上額 182,155百万円

上記のうち、のれんは82,012百万円であります。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんの回収可能価額は、経営者が承認した今後3年度分から5年度分の事業計画及び成長率を基礎とした使用価値に基づいて算定しております。成長率は、資金生成単位が属する市場または国における平均成長率を勘案して決定しております。なお、市場または国の平均成長率を超過する成長率は用いておりません。割引率は、資本コスト等を基礎に算定しております。

なお、上記の回収可能価額の測定に用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化した場合でも、経営者はのれんの重要な減損が発生する可能性は低いと判断しております。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 732,085百万円

(2) 担保資産

担保に供している資産

現金及び現金同等物 47,363百万円

営業債権及びその他の債権 3,023百万円

棚卸資産 14,557百万円

有形固定資産 285,481百万円

その他の投資 6,306百万円

その他 31,431百万円

計 388,164百万円

担保付債務

社債及び借入金等 316,279百万円

計 316,279百万円

(3) 偶発債務

1) 保証債務（保証予約等を含む） 45,420百万円

2) その他

当社グループは、グローバルに営業活動を行っており、日本及び海外諸地域の諸監督機関の指導監督の下に活動しております。このような営業活動はリスクを伴うことがあり、提訴されたり、クレーム等を受けたりすることもあります。

当連結会計年度末においても、主に新興国における税制の解釈や適用をめぐり、税務当局または税関当局から課税通知を受領したり、訴訟等で未解決となっていたりする事案がありますが、証拠収集の段階にあること、関連する多くの事実関係が確定される必要があること、クレームの法的根拠及び性質が不明であること等の理由により、これらの結果を現時点で予測することは不可能です。

3. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数
- | | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 354,056,516株 |
|------|--------------|
- (2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,210,755株 |
|------|------------|
- (3) 剰余金の配当に関する事項
- 1) 配当金支払額等
- ①2021年6月24日開催の第100回定時株主総会決議による配当に関する事項
- | | |
|------------|------------|
| ・配当金の総額 | 21,827百万円 |
| ・1株当たり配当金額 | 62円 |
| ・基準日 | 2021年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2021年6月25日 |
- ②2021年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項
- | | |
|------------|-------------|
| ・配当金の総額 | 24,644百万円 |
| ・1株当たり配当金額 | 70円 |
| ・基準日 | 2021年9月30日 |
| ・効力発生日 | 2021年11月26日 |
- 2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
- 2022年6月24日開催の第101回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- | | |
|------------|------------|
| ・配当金の総額 | 31,685百万円 |
| ・1株当たり配当金額 | 90円 |
| ・基準日 | 2022年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2022年6月27日 |

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、社債の発行及び銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

営業債権及びその他の債権に係る顧客の信用リスクは、取引管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、その他の投資は主として株式であり、四半期ごとに公正価値を測定しております。

社債及び借入金の用途は運転資金、設備投資及び事業投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息を固定化しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額及び公正価値は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	653,013	653,013
営業債権及びその他の債権	1,837,279	1,837,383
その他の金融資産		
定期預金	78,228	78,228
保証金・会員権	13,262	13,262
償却原価で測定する金融資産合計	2,581,784	2,581,888
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の投資		
株式・出資金	8,533	8,533
その他の金融資産		
デリバティブ	100,423	100,423
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	108,956	108,956
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の投資		
株式・出資金	614,003	614,003
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	614,003	614,003
合計	3,304,745	3,304,848
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
営業債務及びその他の債務	1,677,590	1,677,590
社債及び借入金		
社債	292,253	297,224
借入金	1,514,412	1,519,171
コマーシャル・ペーパー	50,000	50,000
償却原価で測定する金融負債合計	3,534,256	3,543,986
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
その他の金融負債		
デリバティブ	86,289	86,289
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	86,289	86,289
合計	3,620,546	3,630,276

(3) 金融商品の公正価値の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、次のとおりであります。
なお、非経常的に公正価値で測定する金融商品はありません。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
デリバティブ	18,252	82,170	－	100,423
その他の投資				
株式・出資金	404,832	－	217,704	622,537
合計	423,084	82,170	217,704	722,960
金融負債				
その他の金融負債				
デリバティブ	12,704	73,585	－	86,289

公正価値の測定方法は次のとおりであります。

- 1) 公正価値のヒエラルキー
公正価値で測定する金融商品について、公正価値の測定に用いたインプットに応じて3つのレベルに分類しております。
 - レベル1：同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格
 - レベル2：レベル1の公表価格を除く、直接または間接的に観察可能なインプット
 - レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

- 2) 償却原価で測定する金融商品
すべて公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類しております。
 - ① 現金及び現金同等物
主として、現金、当座預金及び短期間で満期を迎える定期預金であり、その公正価値は、帳簿価額と同額とみなしております。
 - ② 営業債権及びその他の債権
短期間で決済される債権及び変動金利付債権の公正価値は、帳簿価額と同額とみなしております。それらを除く債権の公正価値は、新たに同一残存期間で同程度の信用格付を有する債権を同様の条件のもとで取得する場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより測定しております。
 - ③ その他の金融資産
主として、預入期間が3か月超1年以内の定期預金であり、その公正価値は、帳簿価額と同額とみなしております。
 - ④ 営業債務及びその他の債務
短期間で決済される債務の公正価値は、帳簿価額と同額とみなしております。
 - ⑤ 社債及び借入金
社債の公正価値は、公表されている参考価格を参照して測定しております。借入金の公正価値は、新たに同一残存期間の借入を同様の条件のもとで行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより測定しております。

3) 公正価値で測定する金融商品

① その他の金融資産

レベル1に分類した金融商品は、活発な市場で取引されているデリバティブであり、各年度の末日現在の相場価格に基づき測定しております。レベル2に分類した金融商品は、相対取引のデリバティブであり、ブローカーによる提示相場及び観察可能なインプットに基づき測定しております。

② その他の投資

レベル1に分類した金融商品は、活発な市場で取引されている株式であり、各年度の末日現在の相場価格に基づき測定しております。レベル3に分類した金融商品は、活発な市場における相場価格がない株式及び出資金であり、適切な権限者が承認した公正価値の測定に係る評価方法を含む評価方針及び手続に従い、評価者が各金融商品の評価方法を決定し測定しております。また、出資金の一部は、存続期間に定めのある事業組合への投資であるため、純損益を通じて公正価値で測定しております。評価方法には類似会社比較法、純資産法等があり、測定にあたり、PBR、非流動性ディスカウント等を利用しておりま

③ その他の金融負債

レベル1に分類した金融商品は、活発な市場で取引されているデリバティブであり、各年度の末日現在の相場価格に基づき測定しております。レベル2に分類した金融商品は、相対取引のデリバティブであり、ブローカーによる提示相場及び観察可能なインプットに基づき測定しております。

5. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東海その他の地域において、賃貸商業施設や賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

帳簿価額	公正価値
18,854百万円	28,309百万円

(注) 1. 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 公正価値は、主として主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 4,931円17銭

(2) 基本的1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属） 631円63銭

7. その他の注記

(非金融資産の減損)

当社グループは、非金融資産の減損の兆候の有無を期末日に検討しております。

当連結会計年度末においては、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは未だ不透明であるものの、直近の業績を鑑み、当社グループの各事業に与える影響は軽微であるという前提を置き、減損の兆候の判定および回収可能価額の算定を行っております。

一方、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性が高いため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループの収益は、主として一時点で顧客に支配が移転される物品の販売から認識した収益で構成されております。また、取引の対価は主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

収益の分解とセグメント収益との関連は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					
	金属	グローバル部品・ロジスティクス	自動車	機械・エネルギー・プラントプロジェクト	化学品・エレクトロニクス	食料・生活産業
顧客との契約から認識した収益	2,103,092	953,756	680,141	692,152	1,902,815	579,752
その他の源泉から認識した収益	1,544	-	6,792	1,112	-	12,021
計	2,104,637	953,756	686,933	693,264	1,902,815	591,773

	報告セグメント		その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結
	アフリカ	計			
顧客との契約から認識した収益	1,116,335	8,028,046	9,170	△47,726	7,989,490
その他の源泉から認識した収益	17,038	38,509	-	-	38,509
計	1,133,374	8,066,556	9,170	△47,726	8,028,000

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ全体の業務支援を行う職能部門を含んでおります。

2. 「調整額」は、主としてセグメント間取引額を表示しております。

3. その他の源泉から認識した収益には、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第16号「リース」等に基づき認識した収益が含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

売電契約及び役務提供等における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。残存履行義務に配分した取引価格の総額は主として売電契約に基づくものであり、契約時点から最長19年の契約期間にわたり収益の認識が見込まれます。なお、実務上の便法を適用しているため、個別の予想契約期間が1年内の取引は含まれておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	79,450
1年超	595,881
合計	675,332

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

[百万円未満切り捨て]

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 資 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	64,936	154,367	694	155,061	6,699	100,000	224,739	331,439	△3,529	547,907
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△46,471	△46,471		△46,471
当 期 純 利 益							196,642	196,642		196,642
自 己 株 式 の 取 得									△31	△31
自 己 株 式 の 処 分			52	52					25	78
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)										
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	52	52	-	-	150,170	150,170	△5	150,217
当 期 末 残 高	64,936	154,367	746	155,113	6,699	100,000	374,909	481,609	△3,535	698,124

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	180,783	1,837	182,620	730,527
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△46,471
当 期 純 利 益				196,642
自 己 株 式 の 取 得				△31
自 己 株 式 の 処 分				78
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	9,825	3,771	13,597	13,597
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	9,825	3,771	13,597	163,814
当 期 末 残 高	190,608	5,609	196,217	894,342

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法
 - ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に基づき算定)
 - 市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法
 - ③ デリバティブ 時価法
 - ④ 棚卸資産 通常の販売目的で保有する棚卸資産 移動平均法（輸出入商品については個別法）に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
トレーディング目的で保有する棚卸資産 時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 繰延資産の処理方法
社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、支給見込額のうち当事業年度に負担する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度末においては、一部の退職給付制度に係る退職給付引当金が借方残高となりましたので、12,520百万円を「前払年金費用」として表示しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法のうち、過去勤務費用については、その発生した期間において費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
 - ④ 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見積額を計上しております。
 - ⑤ 事業撤退損失引当金 事業の譲渡、撤退に伴い発生することとなる損失の見込額を計上しております。

- ⑥ 契約損失引当金 将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。
- ⑦ 訴訟損失引当金 訴訟に対する損失に備えるため、将来負担する可能性のある損失を見積り、必要と認められる損失見込額を計上しております。
- ⑧ 製品保証引当金 保証期間中の製品の不具合に対する費用の支出に備えるため、過去の実績等に基づき算出した将来予想される発生見込額を計上しております。

(6) 収益認識

① 収益の認識及び測定の基礎

下記の5ステップアプローチに基づき、収益を測定し認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

② 収益の認識時点

上記の5ステップアプローチに基づき契約の履行業務を充足した時点で収益を認識いたします。当社では、金属、自動車、自動車用構成部品、機械、化学品、食料等の商品・製品の販売を行っております。このような物品の販売については、商品・製品の支配が顧客に移転した一時点において契約の履行義務を充足しております。すなわち、顧客との契約により指定された引き渡し場所において引き渡した時点もしくは検収された時点で、当社が商品・製品に対する支払いを受ける権利が発生し、また、顧客に商品・製品の法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値が移転した時点で収益を認識しております。また、役務提供・工事契約等を行っております。これらの取引は契約に従い一定の期間にわたり契約の履行義務を充足しておりますが、提供する役務・財に対する支配を顧客に移転する際の履行を描写するために履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定することにより、その進捗度に応じて収益を認識しております。なお、進捗度の測定方法は、原則として発生したコストに基づいたインプット法を用いておりますが、個々の取引の契約内容及びその役務・財の性質を考慮した上で、適切な測定方法を決定しております。

③ 収益の総額表示と純額表示

物品の販売、サービスの提供等において、当社が主たる事業者として取引を行っている場合は、収益を総額で、代理人として取引を行っている場合は収益を純額で表示しております。主たる当事者か代理人かの判定に際しては、下記の3つの指標に基づき総合的に判断しております。

- ・顧客の注文の前後、出荷中または返品時に当社が在庫リスクを有するかどうか
- ・他の当事者の財またはサービスの価値の設定における自由が当社にあるかどうか、また当社が当該財またはサービスから受け取ることのできる便益が制限されているかどうか
- ・当社が契約の履行に主たる責任を有しているかどうか

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(9) 連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「収益認識に関する会計基準」等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、1.重要な会計方針に係る事項（6）収益認識に記載のとおり収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高及び当事業年度の損益へ与える影響はありません。また、従来の方法に比べて当事業年度の売上高及び売上原価が1,595,444百万円減少しております。

（「時価の算定に関する会計基準」の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への重要な影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式：720,476百万円

関係会社株式の評価については、発行会社の財政状態の悪化による実質価額の著しい低下がないかを検討しており、実質価額の著しい低下が認められる場合には、回復可能性が事業計画等の十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損を認識しております。なお、投資先の超過収益力等を反映して、計算書類から得られる1株当たり純資産額に所有株式数を乗じた額に比べて高い価額で株式を取得している場合があります。これらの株式については、直近の計算書類における損益と事業計画との比較等により、超過収益力等の減少の有無を判断しており、超過収益力等が見込めなくなった場合には、超過収益力等を見込まずに実質価額の著しい低下がないかを判断することとしております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	17,571百万円
(2) 担保資産	
担保に供している資産	
投資有価証券	229百万円
関係会社株式	5,866百万円
計	6,096百万円
(3) 保証債務（保証予約等を含む）	67,483百万円
(4) 輸出手形割引高	8,808百万円
(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	424,980百万円
② 長期金銭債権	3,238百万円
③ 短期金銭債務	288,651百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
(1) 売上高	491,355百万円
(2) 仕入高	525,680百万円
(3) 営業取引以外の取引高	162,272百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数	
普通株式	1,994,875株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金、投資有価証券等評価損、関係会社株式等評価損等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	豊田通商アメリカ	米国	千米ドル 90,000	輸出入業及び卸売業	所有 直接100.0%	兼任 1人	当社取扱い商品の販売	営業取引 当社取扱い商品の販売(注3)	8,315	売掛金	33,139
子会社	(株)ユーラスエナジーホールディングス	東京都港区	百万円 18,199	風力及び太陽光発電事業	所有 直接60.0%	兼任 1人	キャッシュマネジメントシステムによる資金取引	資金の預り(注1、2)	25,618	預り金	37,715
子会社	(株)ネクスティエレクトロニクス	東京都港区	百万円 5,284	半導体の輸出入及び販売	所有 直接100.0%	兼任 1人	キャッシュマネジメントシステムによる資金取引	資金の貸付(注1、2)	44,955	短期貸付金	47,133

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 資金の貸付及び資金の預りについては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 資金の貸付及び資金の預りの取引金額は、期中平均残高としております。
3. 価格その他の取引条件については、個別に交渉の上、決定しております。

(2) その他の関係会社

種類	会社名	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼務等	事業上の関係				
その他の関係会社	トヨタ自動車(株)	愛知県豊田市	635,401	自動車及び同部品等の製造・販売	所有 直接0.4%(被所有) 直接21.7% 間接0.1%	-	当社取扱い商品の販売及び同社製品の購入	営業取引 原材料等の販売	234,893	売掛金	36,825
								営業取引 自動車等の購入	233,373	買掛金	26,424

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 価格その他の取引条件については、個別に交渉の上、決定しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。また、債権・債務残高のうち消費税課税取引に係るものは消費税等を含んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,540円30銭
(2) 1株当たり当期純利益	558円55銭